

令和4年2月22日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	令和4年度会議録作成業務
ボックス番号	⑨
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書の通り
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
見 積 提 出 期 限	令和4年3月8日(火) 正午
見積書提出先及 び仕様書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 Tel03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 池川、高畑
競争に参加する者 に必要な資格及 び注意事項	①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。

仕 様 書

1. 件 名 令和4年度会議録作成業務
2. 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日
3. 年間予定数量 約20時間
 ※ ただし、数量はあくまで予定数量であり、発注することを確約するものではない。
4. 会議開催場所 東京都港区六本木7-22-34
 日本学術会議庁舎
5. 作業内容
 - (1) 対象となる業務
 監督職員又は監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）の指定する会議について、会議録を作成すること。会議録の精度はケバ取り又は整文とし、詳細は監督職員等の指示に従うこと。
 また、会議録を作成するにあたり、発言者がわかるよう記載すること。（監督職員等が事前に送付する座席表を参考にすること。）
 - (2) 速記業務について
 請負業者は、監督職員等が指定した場所に速記者を派遣し、議事の速記録を作成のうえ、成果物を職員が指定する媒体により納品すること。
 - (3) テープ反訳について
 請負業者は、監督職員等が指定した方法によりテープ等を入手し、反訳作業を行い、その成果物を職員が指定する媒体により納品すること。
6. 業務の履行に当たっての留意事項
 - (1) 会議等の開催日時及び場所は、原則として実施日の3日前までに監督職員等が通知することとし、緊急を要する場合は、実施日の2日前以降に通知する場合があるので、可能な限り対応すること。
 - (2) 速記の特急作業において、当日納入及び4時間を超える会議等の翌日納入は、請負業者の判断により納期の延長を認めることとしているが、可能な限り監督職員等が指示した期限内に納入するように努めること。

7. 納期及び成果物

- (1) 会議録の納期は、原則会議終了後 5 営業日以降 7 営業日以内とする。
ただし、監督職員等が事前に指示することにより、納期を短縮することができる。
その場合は、別添 1 「料金表」を基に日程と単価について、双方協議の上、決定する。
- (2) 成果物として、会議録の電子データ（ワードファイル）及び音声データ（MP3 ファイル）を CD-R にて納品すること。
- (3) 当業務において得られた成果物の著作権は、日本学術会議に帰属するものとする。

8. その他

- (1) 当該業務に必要な消耗品、会場までの交通費等は、請負業者において負担すること。
- (2) 本仕様書は、仕様大要を示すものであることから、ここに記載されていないものでも、付带的に実施しなければならないものについては、監督職員等と協議するものとする。詳細については、監督職員等の指示に従うこと。
- (3) 請負業者は、本業務の遂行に当たって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。
(URL : <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>)

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）

である場合も含む。)への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管

理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

会議等の速記業務 料金表

1. 契約単価(速記者派遣による速記録作成単価)

1時間につき 金〇〇〇〇〇円也

- (1) 速記業務が1時間以内のときは1時間とする。
- (2) 速記業務が1時間を超えるときは15分ごとに契約単価に4分の1を乗じた金額を加算する。
- (3) 15分未満の端数は15分に切り上げる。

2. 契約単価(テープ反訳のみによる速記録作成単価)

1時間につき 速記者派遣の契約単価の80%に相当する金額とする。

- (1) テープ、MD、ICレコーダー等(以下「テープ等」という)の反訳をする場合はこの料金を適用する。
- (2) テープ等の録音時間が1時間以内のときは1時間とする。
- (3) テープ等の録音時間が1時間を超えるときは15分ごとに契約単価に4分の1を乗じた金額を加算する。
- (4) 15分未満の端数は15分に切り上げる。
- (5) 複数のテープ等の反訳をするときは、それらの合計の時間をもって料金の計算をする。

3. 納期及び特急料金

- (1) 納期及び特急料金は会議等の時間又はテープ等の録音時間に応じ【A表】又は【B表】を適用する。
- (2) 納期までの日数には、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日は算入しない。

【A表】 2時間15分以内のとき

納期	割増率
当日 ※1	80%増
翌日	60%増
2日後	40%増
3日後	20%増
4日後以降	(割増なし)
—	—

【B表】 2時間15分を超えるとき

納期	割増率
当日	—
翌日 ※2	80%増
2日後	60%増
3日後	40%増
4日後	20%増
5日後以降	(割増なし)

※1 当日納入は、請負業者が了承した場合に限る。

※2 4時間を超える会議等の翌日納入は、請負業者が了承した場合に限る。

4. 夜間及び休日料金

- (1) 18時30分から翌日8時30分までの間で開始される会議等は20%増とする。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日に開催される会議等は20%増とする。
- (3) 上記(1)と(2)は重複して割増することができる。

5. 待機料金

- (1) 待機時間が発生した場合は、30分ごとに契約単価に10分の1を乗じた金額を支払う。
- (2) 上記(1)の30分未満の端数は切り捨てるものとする。

6. 交通費及び宿泊料

- (1) 東京都特別区以外で開催される会議等の場合の交通費は、実費請求により支払う。
- (2) 深夜、早朝の会議等で止むを得ず宿泊料が発生する場合は、実費請求により支払う。
ただし、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定する「六級以下三級以上の職務にある者」の宿泊料を上限金額とする。

7. 当日キャンセル料金

当日キャンセルの場合(テープ反訳は除く)は、速記業務1時間分に相当する金額を支払う。

8. その他

- (1) この料金表における「会議等の時間」とは、「速記業務を実施した時間」をいう。
- (2) この料金表に疑義が生じたとき又は明記していない事項について別途定める必要があるときは、その都度甲乙協議の上決定する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。